

「西宮市における家庭教育支援の在り方」について
(意見)

平成27年3月27日
西宮市社会教育委員会議

「西宮市における家庭教育支援の在り方」について 目次

はじめに	1
1 家庭教育をめぐる現状とその支援の課題	1
(1) 家庭教育をめぐる現状	
(2) 家庭教育支援の課題	
2 家庭教育支援につながる取組み	3
(1) 国における家庭教育支援関連施策	
(2) 西宮市における家庭教育支援関連の取組み	
3 西宮市における今後の望ましい家庭教育支援の在り方	5
(1) 各種団体間の連携	
(2) 行政機関の連携による家庭教育支援の体制強化	
(3) 家庭教育支援の充実に向けた3つの視点	
おわりに	7

資料編

・ 西宮市における家庭教育支援関連の取組み	8
・ 大阪府泉大津市の取組み(視察)	12
・ 教育基本法(抜粋)	13
・ 第2期教育振興基本計画	14
・ 第32期西宮市社会教育委員会議 意見書提出までの経緯	15

はじめに

家庭は、子供の健やかな育ちの基盤であり、全ての教育の出発点です。しかし、近年、保護者による子供への過保護・過干渉あるいは無責任・無関心、更には児童虐待等、親の育ちをめぐる問題は複雑化しています。また、いじめや不登校、青少年による犯罪、ひきこもりの増加等、子供をめぐる問題も深刻化していることから、家庭の教育力の低下が指摘されています。こうした指摘については、現代社会が子供の心身の安全や傷つきに大きく関心を持ち、子供を大切にはぐくむことが社会に根付いたため、望ましい育児の水準がきわめて高くなったことから、家庭の教育力が低下したかのように見えるという捉え方もありますが、近年になってより明確になった格差社会の広がりによって、現実には地域から孤立した状況で育児に困難さを抱える家庭が存在することは確かです。

このような中、平成 18 年に改正された教育基本法では、第十条に「家庭教育」の条項が新たに加わり、保護者の責任と役割や、家庭教育支援に対する行政の責任が明文化されました。また、第十三条においては、学校・家庭・地域が子供の教育に責任を持ち、相互に連携協力に努めることが規定されるなど、社会全体で家庭教育を支援することの必要性が更に高まりました。

この教育基本法の改正に伴い、文部科学省では、全ての保護者へのきめ細やかな家庭教育支援の充実を図るため、地域が主体となり、その特性に応じた家庭教育支援が行われるよう、地域の子育て経験者や民生委員・児童委員等の地域の身近な人たちと、保健師や臨床心理士等の専門家の連携による「家庭教育支援チーム」を核とした、学校・家庭・地域の連携による新しい家庭教育支援を進めようとしています。

そこで、当社会教育委員会では、本市においても、新しい時代に対応した家庭教育力の充実を目指して、地域人材の力を生かしながら、地域の実情や課題に沿った施策を実施することが大切と考え、これまでの本市における家庭教育支援施策の検証と、今後の家庭教育支援の在り方について検討を行いました。

1 家庭教育をめぐる現状とその支援の課題

(1) 家庭教育をめぐる現状

かつて日本では三世同居の家庭が現在より多く、家庭の中で親以外の大人が子供に接し、子育てに関する知識やノウハウが継承されてきました。また、地域のつながりも密接であったため、地域の大人が子供たちを「地域の子供」として見守り、育てていました。そして、子供たちも地域の異年齢の子供と接したり、幼い子供の世話をする機会を持ったりするなど、子育てを支える仕組みや育児の準備となる経験が可能な環境がありました。

しかし、高度成長期以降、都市化や核家族の常態化、地域のつながりの希薄化により、保護者に寄り添ってその子育てを支える人や、保護者が子育てについて相談できる人が身近におらず、保護者に子育ての役割が集中しています。また、少子化の進行により、近年、多くの若い世代の親が生活の中で乳幼児に接したり、弟妹の面倒を見たりする機会が少なくなるといえるようになってきました。このため、子供にどう接すればよいかわからず、子育てに悩みや不安を抱える保護者も増えています。更に、インターネットやスマートフォンなど情報機器の進歩により、便利な生活が実現するようになった一方で、直接的・対面的交流から機器を介した間接的な交流へと、コミュニケーションの形態も変わってきています。その結果、親子間のコミュニケーション不足が引き起こされています。

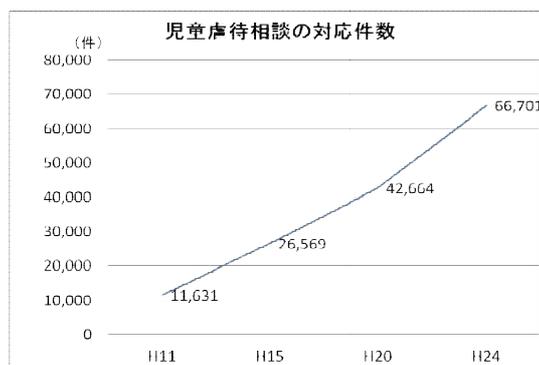
また、人々のライフスタイルや意識が多様化してきた現代において、それぞれの家庭が

抱える課題も一様ではありません。例えば、共働き家庭の保護者が「子育て時間の不足」に悩む一方、専業主婦であっても「日々の子育ての中での孤立感」に悩む保護者もいます。また、子供の貧困率¹を見ると、平成24年に16.3%と過去最悪を更新したことから、多くの子育て世代が「経済的に困窮」しているという実態が顕著となりました。更に、昨今、「児童虐待問題」も深刻化しており、平成24年の虐待相談対応件数は66,701件でした。これは統計を取り始めてから毎年増加しており、平成11年の約5.7倍にあたります。貧困が虐待の絶対的な要因であるというわけではありませんが、深刻な虐待によって子供が保護されるケースのなかには、生活保護世帯や非課税世帯等が占める割合も高くなっているという報告もあります。

このように親子の育ちを支える人間関係が希薄になってきており、家庭だけでの問題解決は難しい現代社会においては、生活の中での子供に対する自然な教育的営みが困難となり、子供の社会性や自立心、コミュニケーション能力等が育ちにくくなっています。そのため、現在、不登校や引きこもりなど、子供の育ちをめぐる様々な問題が顕在化しているのです。今後、こうした問題に対応していくためには、地域や企業等も含めた、社会全体で家庭教育支援を行っていく必要があります。



厚生労働省：国民生活基礎調査



厚生労働省：福祉行政報告例結果の概況

(2) 家庭教育支援の課題

前述のように、現在は社会全体で関わる家庭教育支援が求められていますが、支援の充実に図るにあたって考えられるいくつかの課題を検討しました。

近年、子供たちの遊びが外遊びから屋内遊びへと変化し、地域行事への参加も少なくなっています。また、塾や習い事通いで忙しい子供も増えています。それに伴い、保護者も子供が通う学校や塾、習い事等を通じた知り合いとの交流が主となり、その他の地域の人たちとの交流が減っていると考えます。また、個人主義の浸透により、他人の関与を歓迎しない保護者も多くなりました。その結果、保護者同士で子育てに関する情報を交換したり、地域の身近な子育て経験者から子育ての知識や知恵を学ぶ機会が失われつつあります。

また、「共働き家庭」や「ひとり親家庭」が増えるなど、家族形態が変容し、人々の意識やライフスタイルも多様化しています。そのため、保護者が抱える子育ての悩みや不安は

¹ 貧困かどうかの指標となる「貧困線」に満たない所得の世帯で暮らす18歳未満の子供の割合。貧困線は、国民全員を年間の所得額に応じて並べたとき、ちょうど真ん中に位置する人の所得を基準に、その半分と定められる。2012年の貧困線は4人世帯で122万円。

様々であり、これまでの子育てに関する学習機会の提供の在り方では、全ての保護者の悩みや不安に対応することが難しい状況にあります。また、本来学習や情報を得てほしい保護者にその情報が行き渡らない、あるいは学習したくても時間の都合等により参加できないなど、全ての保護者が子育てに関する知識やノウハウ、情報を得る機会が不足しています。

更に、子育てに困難を抱える家庭では、課題を抱え込み、自ら手助けを求めにくい状況にあります。現在、個々の家庭の頑張りや努力だけでは解決できない課題も多くあります。そのような課題を抱える家庭に対しては、周囲が当事者の声に丁寧に耳を傾け、個々の家庭の状況に応じたきめ細やかな配慮と十分な支援に努めなければなりません、その体制が十分ではないため、孤立する家庭が増えているのです。

これらについては、本市においても例外ではありません。

2 家庭教育支援につながる取組み

(1) 国における家庭教育支援関連施策

以上のような家庭教育の現状やその支援の課題があげられるなか、国においては以下のようなさまざまな施策によって、家庭支援の体制づくりが目指されています。

ア 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施しています。また、NPO など多様な主体の参画による地域の支え合い・子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図っています。

イ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行なっています。

ウ 放課後児童クラブ

共働き家庭等、留守家庭の概ね 10 歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館等で放課後に適切な遊び・生活の場を与えて、その健全育成を図っています。

エ 放課後子供教室

地域住民や豊富な社会体験を持つ外部人材等の協力を得て、学校等を活用することで子供たちの居場所を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行うことにより、心豊かな子供を社会全体で育てています。

オ 家庭教育支援チーム

身近な地域において、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図っています。

カ 家庭教育手帳の配布

手帳の配布を通して、家庭教育を応援するために様々な情報を提供しています。

キ スクールソーシャルワーカー活動事業

いじめ・不登校・暴力行為等の問題解決に向けて、教育と福祉の両側面から、専門的な知識・技術をもって、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整を図り、保護者・

教職員等に対する支援・相談・情報提供を行なっています。

ク スクールカウンセラー活動事業

スクールカウンセラーは、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応としての被害児童生徒の心のケアなどを行なっています。

上記のア～ウは厚生労働省、エ～クは文部科学省の HP より参照。

(2) 西宮市における家庭教育支援関連の取組み

以上の国における施策に基づき、本市において取り組まれている家庭教育支援関連の取組みを以下に整理してみますと、学校園所から地域まで、様々な団体が主体となって、多様な取組みが実施されています。

ア 子育て地域サロン(所管:子育て総合センター 関連団体:社会福祉協議会等)

地域が主体となり、子育て中の親が子供と一緒に気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決するなど、情報交換ができる身近な場として、子育て支援活動を実施しています。

イ 子育てひろば事業(所管:子育て総合センター・保育所事業課 関連団体:大学・児童館・児童センター等)

地域の子育て家庭が気軽に集える場で、子供を絵本や玩具で遊ばせたりできるほか、専門のスタッフがいることで、子育てについての悩みなどの解消につながります。

ウ にしのみやしファミリー・サポート・センター事業(所管:子育て総合センター)

地域の中で子供を預けたり・預かったりして、地域ぐるみの子育て支援を目指しています。「子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)」が、依頼・提供・両方会員のいずれかに登録し、お互いが助け合いながら、人手を求める家庭への支援を行っています。

エ 留守家庭児童育成センター(所管:児童・母子支援課 関連団体:社会福祉協議会等)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1~3年生(障害のある児童は6年生まで)の児童に、授業の終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図るため市が実施している事業です。全小学校区で実施しており、遊びなどを通して、互いに励まし育ち合いながら、子供たちが放課後を安心して過ごせる生活の場です。

オ 放課後子供教室(所管:社会教育課 関連団体:各地区青少年愛護協議会等)



放課後子供教室(昔遊び)

市内の小中学校区において、子供たちの安心・安全な居場所を設け、活動をすることで、地域の大人たちが家庭に代わり子供たちを教え育てる機会にもなっています。また、子供たちが先生や保護者以外の大人へも心を開くなど、子供たちと地域の方々との交流にもつながっています。

カ 子育て家庭を対象とした各種講座(所管:社会教育課・中央公民館・子育て関係各課 関連団体:単位PTA・各地区公民館活動推進委員会等)

PTAをはじめとする地域団体や教育委員会・市長部局の子育て関係各課が、子育て家庭

を対象とした講座等を開催しています。各種講座に参加することで、親子あるいは親同士の交流や、子育てに関する悩みや不安の解消等につながっています。

キ スクールソーシャルワーカーの活動（所管：学校保健安全課・特別支援教育課）

教育委員会内の社会福祉士により、いじめ・不登校・暴力行為・虐待等の事案のうち、学校だけでは解決が困難な事案に対し、教員だけではなく、保護者へも必要な支援を行うことで、問題の未然防止・早期対応・早期解決を図っています。

ク スクールカウンセラーの活動（所管：学校保健安全課）

市立の全中学校及び小学校 12 校に配置されたスクールカウンセラーが、相談等の業務を通して、子供たちが抱えるストレスや不満の解消、保護者のストレスの解消等を担っています。

ケ 地域スポーツの活動（所管：スポーツ推進課 関係団体：各地区スポーツクラブ 2 1 など）

スポーツクラブ 2 1 など、地域のスポーツを通じて、異年齢の子供たちとの交流を図ったりルールを教えたり、保護者に代わって教育的・道徳的なことを教えることも含めた活動をしています。

以上のように、本市における家庭教育支援関連の取組みは、学校園所から地域まで、様々な団体が主体となって幅広く実施していることが分かります。しかし、これらの事業は、学校や家庭、地域等が単独で取り組んでおり、各地区の青少年愛護協議会や子ども会協議会等が、それぞれ同じ地域を拠点に異年齢交流や体験を通じた事業を実施したり、民生委員・児童委員や各種 NPO などが育児相談等を実施したりするなど、重なり合う事業も存在しています。

これらの課題については、市内の各種団体や学識経験者等で組織された「西宮市家庭教育振興市民会議」が中心となり、団体間で情報共有や連携・協力を図ることが望まれています。なぜなら、「西宮市家庭教育振興市民会議」は、家庭教育に関わる各種団体間で情報交換や連絡協議を行い、連携強化を図ることを目的としているからです。

しかし、現在の「西宮市家庭教育振興市民会議」は家庭教育の支援を進めるための総括的・調整機能を担うまでには至っていません。

3 西宮市における今後の望ましい家庭教育支援の在り方

(1) 各種団体間の連携

学校や家庭、地域の特性によって、それらが抱える課題には違いがあり、求められる家庭教育の支援は異なります。そこで、まずは既存の組織や事業等の活動実態を検証し、各々の組織の抱える課題と実情に応じた課題解決に向けての方策を考えていくことが重要であると考えます。

そのためには、前述の「西宮市家庭教育振興市民会議」が本来持つべき機能として、各種団体間の連携や事業の統合について議論を深めるなど、地域・学校・行政が一体となって家庭教育支援の充実に取り組みめる方策の研究に努めていただきたいと思います。

また、日常的に子育てや子育て支援の重要性を踏まえたうえで、行政だけでなく各種団体が連携して関連情報を広く発信したり、親の学びや育ちを応援・啓発できる有用な地域人材を育成したりすることも必要です。

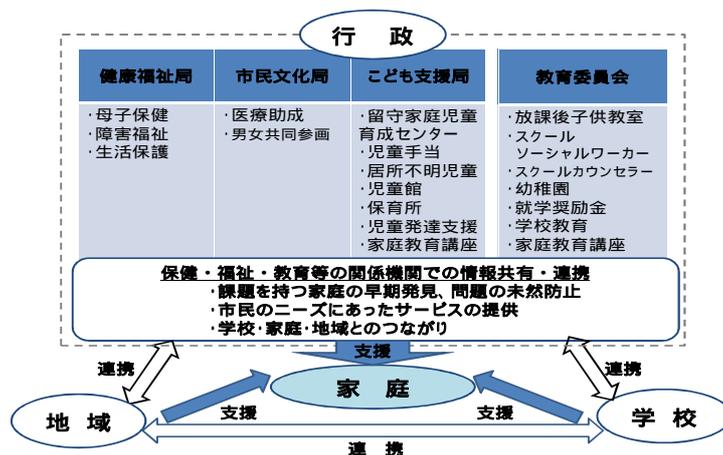
ただし、子供を含む被支援者が、最終的には依存的にならず、自らの強みを生かして主

体的に自信を持って生活できるように支援することを最終目標とすることが重要です。

(2) 行政機関の連携による家庭教育支援の体制強化

地域においてよりきめ細やかな子育て・家庭教育支援を行うためには、行政レベルにおける教育と保健・福祉分野等の連携が不可欠と考えます。しかし、現在、本市における子育て支援や家庭教育支援は、多くの部署・機関が関与していることから、どこが中心になって行うのかということが明確ではありません。そのため、部署・機関間の情報共有や連携が十分になされないまま、それぞれが子育て支援や家庭教育支援を展開しているため、“サービスの内容が重複する”、あるいは、“まったく提供されない領域が存在する”などの課題が生じています。よって、前項でも触れた各種団体・組織の実態検証と同様、行政の各部局機関が関連する子育て支援業務の実態検証も必要となるでしょう。

家庭に対する支援は、行政の関連部局が、課題とその対応の在り方に関して共通理解を図った上で、子育てや家庭教育支援の関連施策を横断的・総合的に推進していくことが重要です。また、課題を持つ家庭を支援するためには、教育委員会と市長部局との連携だけでなく、家庭教育支援の取組みに対する学校や地域からの理解と協力が必要です。



(3) 家庭教育支援の充実に向けた3つの視点

先述の課題を踏まえ、当社会教育委員会議では、以下の3つの視点から、家庭教育支援の充実に取り組んでいく必要があると考えます。なお、これらは、行政の関係部局とも連携を図りながら、地域の中で取り組むことが期待されるものです。

子育て家庭が地域で多世代と気軽に交流する機会の充実

地域での世代や分野を超えた様々な人との出会いは、子供たちが豊かな人間性や他者への思いやりの心を持ち、健やかに成長し、社会性を身につけるために必要不可欠です。そのためには、子育て家庭が地域で多世代と気軽に交流できる機会を充実させることが必要です。また、こうした交流を通して、地域に対する安心感が高められることにより、地域内で信頼関係に基づくネットワークが生まれ、保護者の子育て不安や負担の軽減にもつながります。

子育て家庭が地域でいつでも・気軽に親の役割を学習する機会の充実

それぞれの家庭が求める支援が異なる中、全ての家庭に対応するような幅広い支援が求められています。そのためには、子育て経験者等の地域の身近な人が中心となり、学校や

行政とも連携しながら、地域の施設等を活用し、子育てに関する情報提供や、親の役割をいつでも・気軽に学習する機会を充実させることが必要です。

課題を抱える・孤立している子育て家庭に対する地域からの支援体制の充実

地域の人々が中心となり、学校や行政との連携協力体制を構築しながら、課題を抱える・孤立している子育て家庭に積極的に働きかけるなど、地域からの支援体制を充実させる必要があります。

以上、これらの充実に向けては、行政の支援を受けながらも、数多くの地域団体が主体的・横断的に連携できるような組織が必要であると考えます。

課題を抱えている家庭等は、地域の活動に消極的な傾向があるなどの課題もありますが、地域単位で地域の実情を考慮しながら家庭を見守りつつ、家庭の細かい情報収集ができるような仕組みづくりを考えていくことが求められています。

おわりに

当社会教育委員会議では、「西宮市における家庭教育支援の在り方」について、本市の家庭教育支援の現状や課題を明らかにしながら、協議を重ね、意見をまとめました。

家庭教育支援は、長期的な視野に立った継続的な取り組みが必要とされており、単純にこの意見をもとに事業を実施すればよいというものではありません。このため、実施にあたっては、まずは家庭や地域の実情や課題を把握し、実施後も定期的に見直しを行うなど、内容の充実・発展に努めなければなりません。このことは、第2章の「家庭教育支援につながる取組み」の末尾に示したように、「西宮市家庭教育振興市民会議」が中心となり、家庭教育支援を進めるための総括的・調整機能を果たすのに充分かどうかを検証し、西宮市として特性のある、家庭教育支援の充実に取り組みめる方策の研究に努めるべきと考えます。

また、先進的に家庭教育支援活動に取り組んでいる大阪府泉大津市への視察を行いました。そこでは、地域の子育て経験者や民生委員・児童委員、PTA 関係者等の地域人材やスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携を図り、課題を抱える家庭を支援する「訪問型家庭教育支援チーム」を設置していました。このような取組みも、家庭教育支援の一つとを考えます。ただし、人口規模や学校数等が本市より少なく、また地域の実情等もそれぞれ異なることから、引続き他市の事例等も参考にしながら、本市にあった形を検討していくことが求められます。

国や県と同様、本市においても家庭教育支援は喫緊の課題です。今後は、各種団体が個々に家庭教育を支援するのではなく、学校・家庭・地域と関連する各種団体組織及び行政の関連部局が相互に連携を図りながら、将来、親となる子供たちの育ちの支援に向けて様々な施策を幅広く展開されることを希望します。

資料編

1 西宮市における家庭教育支援関連の取組み

子育て地域サロン

構 成 員 (運営主体)	社会福祉協議会支部・分区
目 的	仲間づくりを通して子育ての悩みを解決するなど。
内 容	市内 33 分区、39 ヶ所で実施。子育て中の保護者が子供と一緒に気軽につどい、情報交換等を行う。
効 果	子育ての悩みの解決の場となる。身近な場所での交流を通して同じ子育て親子の友人ができる。地域の方が運営しているため、地域サロンだけではない地域の中での人間関係が築ける。(スーパーで会っても、挨拶や会話をするなど)。民生委員や児童委員が運営に参加しているため、地域や関係機関等へ繋がりがやすい。
課 題	ボランティアの高齢化、次世代への継続。

子育てひろば事業(ヒアリング実施)

構 成 員 (運営主体)	子育て総合センター、大学、児童館・児童センター、保育所
目 的	子育て親子が気軽にいつでも自由に集い、交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる常設の場となる。
内 容	週3日以上、1日5時間以上開設。遊具等で子供を自由にのびのびと遊ばせながら、親子で交流を深める場。育児相談や子育てに関する講座、絵本の読み聞かせなどの様々なイベントを実施。
効 果	親子で交流を深めることができる。専任の職員があり、またいろいろな遊具や図書もそろった施設であり、地域に根ざし、子育て支援の場として活躍している。
課 題	子育て総合センターを含め市内 15 ヶ所で実施しているが、利用困難な地域もある。実施施設の拡充及び子育て支援の地域における拠点としての質を向上する必要がある。

にしのみやしファミリー・サポート・センター事業(ヒアリング実施)

構 成 員 (運営主体)	【依頼会員】: 子育ての手助けをして欲しい人。0歳から小学6年生までの子供がいて、市内在住又は在勤者で「登録説明会」に参加した人。 【提供会員】: 子育てのお手伝いをしたい人。市内在住で、自宅で子供を預かれる方、子供に関する資格又は、子育て経験のある心身ともに健康で「保育サポーター養成講座」を終了した方。
目 的	地域の中で子供を預け、預かり合い、地域ぐるみの子育て支援を目指すもの。お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行う。
内 容	保育所(園)、幼稚園の送り迎えや開始前・終了後の預かり。学校の放課後、又は留守家庭児童育成センター終了後の預かり。日曜・休日等の預かり。会員の病気や用事・急用の時の預かり。その他育児支援のために必要な預かり(沐浴援助、通院付き添いなど)。
効 果	会員数・活動件数は年々増加しており、地域の中での育児支援の活動が広がっている。また、依頼会員の仕事と育児が両立の支えとなっている。
課 題	依頼会員は増加傾向にあり、多様な預かりが増えてきている。また、依頼したい時間帯が重なることが多く、かつその時間帯に応じられる提供会員が少ないため、会員数に対して稼働率が低くなる傾向があるため、さらなる確保が必要。

留守家庭児童育成センター

構成 (運営主体)	<ul style="list-style-type: none"> ・用海・浜脇・香櫛園育成センター：公益財団法人 神戸YMCA ・鳴尾育成センター：社会福祉法人 三光事業団 ・鳴尾東・甲子園浜育成センター：企業組合 労協センター事業団 ・上記以外の育成センター：社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
目的	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～3年生（障害のある児童は6年生まで）の児童に、放課後や長期休業期間中、適切な遊び及び生活の場を提供し健全な育成を図る。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちに集団遊びを通じた生活指導や、日常の自主学习、その他児童の健全育成を図るためいろいろな活動を行う。 ・育成料及び実費徴収金の費用あり。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・異学年交流の特性を活かしたそれぞれの役割づくりを通じ、子供たちの自主性や社会性、創造性を育む。 ・家庭機能を補完し、基本的な生活習慣を身につけることができる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が存在する校区がある。 ・施設の老朽化対策が遅れている。 ・子ども・子育て新制度の以下の基準を満たしていない。 ・高学年児童の受け入れが実現していない。 ・児童1人あたり面積が1.65㎡確保できていない施設がある。 ・施設の定員が40名以下でない施設がある。 ・男女別トイレの確保に至っていない施設がある。

放課後子供教室（ヒアリング実施）

構成員 (運営主体)	各地区青少年愛護協議会等
目的	子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進する。
内容	平日の放課後や土日祝日・長期休暇に、小学校の運動場、社会教育施設等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強・スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが教職員や保護者以外の大人へ心を開いてくれる。 ・地域住民の協力を得て、安全・安心な居場所において活動することができる。
課題	地域の努力だけでは常時の開催は困難である。

子育て家庭を対象とした各種講座（講演会等出席）

構成員 (運営主体)	PTA、地域団体、教育委員会、その他子育て関係各課
目的	親子や親同士の交流や、子育てに役立つ知識や実践等を学習し、子育てに関する悩みや不安の解決をする。
内容	子育て家庭を対象とした講演会等の講座を開催。
効果	親同士の交流や、子育てに関する悩みや不安の解決につながる。
課題	保護者への情報提供の機会が不足している。また、本来学習してほしい保護者に参加してもらえない。

子育て家庭を対象とした講座（平成 25 年度実績：教育委員会・市長部局）

主たる目的	実施回数（回）	延べ参加者数（人）
親子や親同士の交流	660	2,240
子育てに関する悩みや不安の解決	1,120	7,721
子育てに役立つ知識や実践等の学習	302	10,165
子育て・家庭教育への男女共同参画	14	1,360
その他（次代の親の育成等）	35	747

スクールソーシャルワーカーの活動

構成員 （実施主体）	教育委員会（社会福祉士：学校保健安全課・特別支援教育課に各 1 人）
目的	いじめ・不登校・暴力行為・虐待等の事案等において、学校園だけでは解決が困難な事案に対し、学校園長の要請によって教育委員会が学校へ派遣し、専門的かつ必要な支援を行うことで、問題の未然防止・早期対応・早期解決を図る。
内容	保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供や、行政や民生委員・児童委員等関係機関との連携・調整、校内研修会等での指導・助言等を行う。
効果	関係部署への連携・調整等により、保護者の不安な要素が減ることで児童生徒の問題解決につながっている。
課題	・人材が不足している。また、研修会等を通じて資質向上に努める必要がある。 ・支援を求めている家庭や関係者への更なる周知が必要であり、且つ学校園長の要請が必要。

スクールカウンセラーの活動

構成員 （実施主体）	兵庫県教育委員会（臨床心理士：市内中学校全校、小学校 12 校）
目的	児童生徒の内面に抱えるストレスや不満を解消及び保護者のストレスの解消。
内容	児童生徒の校内での問題行動等について、心のケアを行う。
効果	・教職員とは異なり、第三者性として、専門的かつ中立的な立場で心理相談業務を行うことができる。 ・児童生徒の心のケアが保護者の安心感にもつながる。
課題	小学校においては全校配置ではなく、人材が不足している。

西宮市家庭教育振興市民会議（ヒアリング実施）

構成員 （実施主体）	社会教育団体 4 名、民生委員・児童委員会 1 名、学校関係者 3 名、子育て支援団体・法人 3 名、学識経験者 3 名、行政関係者 4 名
目的	家庭の本来果たすべき役割を見つめ直し、地域・学校・行政が一体となって取り組める方策を研究し、家庭の教育力を支援する。
内容	・家庭教育に関する情報交換や連絡協議を行い、団体間の連携強化を図る。 ・講演会開催や絵本の読み聞かせ等の事業も実施。行政の委託料による。
効果	会議において出た意見等を各団体が持ち帰ることにより、それぞれの活動がより発展する。
課題	・家庭教育の啓発活動等に更に力を注ぎ、家庭の教育力を向上させる必要がある。 ・団体間の連携の強化を図る必要がある。

教育連携事業

構 成 員 (実施主体)	学校関係者・社会教育関係者・学識経験者・行政関係者
目 的	学校・家庭・地域の連携協力のもとに、子供の「生きる力」や「社会性」等をはぐくむ。
内 容	各市立小中学校に設置された教育連携協議会の熟議を通して、顕在化した学校や地域の中での子供の育ちに関わる課題解消のための取組みを実施する。 (例：子供の安全のための見守り活動、地域清掃等への参加等)
効 果	取組みを通じて人と人とのつながりが生まれ、学校教育活動や地域活動へ生かせるネットワークが構築されるとともに、地域の活性化が子供の育ちを支えることにつながる。
課 題	連携・協力を一層進めるためには、学校と地域及び行政をつなぐ役割として、学校や地域の実情を十分に理解している地域人材によるコーディネーターの存在が不可欠である。

2 大阪府泉大津市の取組み（視察）

訪問型家庭教育支援チームの活動

構 成 員	チームリーダー 1 名、家庭教育支援サポーター 8 名（いずれもカウンセリングに関する資格を有する地域の人材）、 教育支援センターの専門相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家や、元教育関係職員、学生ボランティアなどと連携している。
目 的	子育てや躰に悩みや不安を抱えたり、学校での相談・子育て研修会等に参加できない、学校との関係をうまく作ることが出来ないなど、課題を持つ家庭に対しての直接的な支援を行う。
内 容	課題を持つ家庭に、家庭教育支援リーダー及びサポーターを学校に派遣し、学校と連携を図りながら訪問型の支援を行う。学校からの依頼に応じて、学校へサポーターを派遣し、校内ケース会議での支援計画に従い、直接に継続的な訪問支援を行う。
効 果	教職員や関係機関ではない「家庭教育支援サポーター」が家庭に関わることから、学校園と家庭をつなぐ潤滑油としての役割を果たしていることや、教職員が家庭訪問を実施しにくい時間帯に保護者や子供に対し、柔軟に対応できる支援を行うことができた。また、被支援者が自分自身の力で課題を解決し、自信をつけることができた。
課 題	サポーターのカウンセリングの更なるスキルアップが必要である。 学校と家庭支援チーム、関係諸機関のコーディネーター力を高める必要がある。 様々な家庭環境への対応（子供への躰や学習機会への参加に後ろ向きであるケース、躰は家庭の問題であるため介入を拒否する家庭等への継続支援）、 支援の成功後、支援を依存させるのではなく一人立ちをすることが必要である。

泉大津市と西宮市における人口等及び学校数の比較

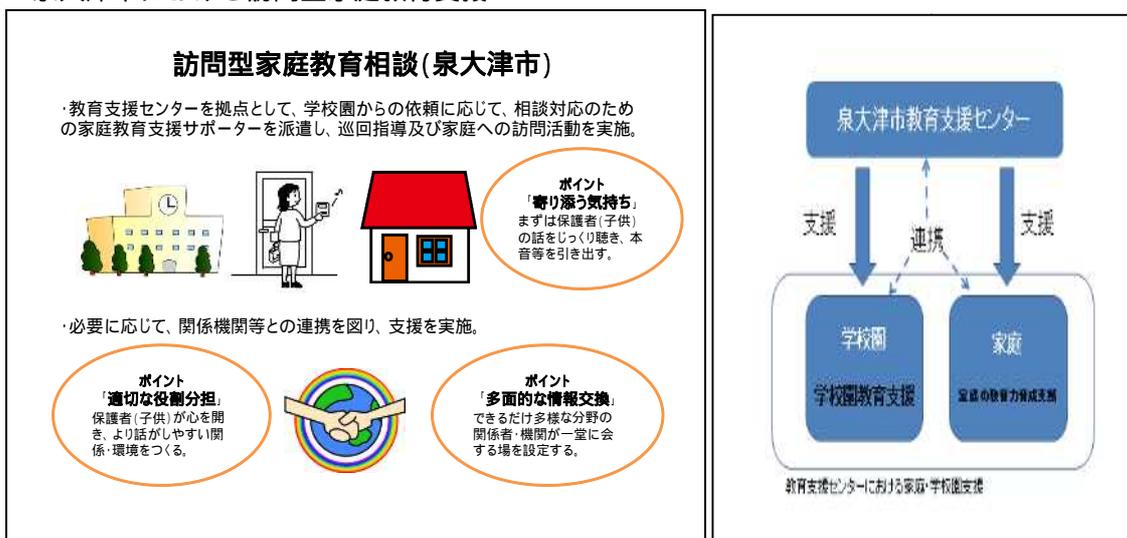
平成 27 年 3 月 1 日現在 推計人口等

	泉大津市	西宮市
総人口	76,127 人	487,128 人
男 性	36,563 人	228,816 人
女 性	39,564 人	258,312 人
世帯数	33,512 世帯	207,089 世帯

小学校・中学校数（市立）

	泉大津市	西宮市
小学校	8 校	40 校
中学校	3 校	20 校
合 計	11 校	60 校

泉大津市における訪問型家庭教育支援



教育基本法（抜粋） （平成18年12月改正）

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（学校、家庭、及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的考え方】

保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。

また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【主な取組み】

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

・家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。

また、親の学びの充実に向けて、子供の発達段階に応じた体験型プログラムの開発・普及を促進する。

さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。

加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

・家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細やかな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。

また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを応援する。

22-2 子供から大人までの生活習慣づくりの推進

・働く親が子供や地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子供の生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子供の生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

第3期西宮市社会教育委員会議 意見書提出までの経緯

会議開催

日時	会議	議題
平成26年4月15日	第1回社会教育委員会議	家庭教育の振興について
平成26年5月20日	第2回社会教育委員会議	家庭教育の振興について
平成26年7月15日	第3回社会教育委員会議	家庭教育の振興の今後の進め方について
平成26年8月18日	第4回社会教育委員会議	意見書の作成作業（意見確認書の内容確認等）
平成26年10月21日	第5回社会教育委員会議	意見書の作成作業
平成26年11月18日	第6回社会教育委員会議	意見書の作成作業
平成27年1月20日	第7回社会教育委員会議	意見書のとりまとめ
平成27年2月24日	第8回社会教育委員会議	意見書の最終とりまとめ

市内家庭教育支援活動の見学・ヒアリングなど

日時	見学・ヒアリング先等
平成26年10月2日	「西宮市PTA協議会」・「西宮市家庭教育振興市民会議」共催の子育て講演会
平成26年10月8日	大社中学校PTA 子育て講演会
平成26年10月10日	「西宮市家庭教育振興市民会議」委員と懇談
平成26年10月29日	「放課後子供教室」 今津ポケットルーム・浜脇プレイパーク
平成26年11月21日	「にしのみやしファミリー・サポート・センター」 事例発表会（子育て総合センター）
平成26年11月26日	あいあいおしゃべり広場（親子サロン）

家庭教育支援活動について 先進市への視察

日時	視察先
平成26年10月20日	大阪府泉大津市教育支援センター

高橋 薫 委員（在任期間 ~平成26年6月19日）